

4月1日から、全市民が利用できるようになったコミュニティプラザ萱津

市民の健康と文化を助長 地域住民の連帯意識を高揚

3月定例会は、
市コミュニティプラザ萱津や
市教育相談センターを設置する条例なども審議されました。
各常任委員会に付託し、いずれも全会一致で最終日に可決しました。
コミュニティプラザ萱津の住所は、中萱津法慶寺24番地。
教育相談センターは、甚目寺東大門8番地にあります。
ここでは、本会議、委員会の審査の中から、
いくつかの質疑を取り上げ、内容を要約してお伝えします。



利用の手続きは

問 コミュニティプラザ 萱津の利用者は、あま市と清須市に住所を有するものとなっていますが、清須市の負担はどうなりますか。

環境衛生課長 今後、利用者数に基づいて、負担をお願いしていく予定です。

問 利用は、あらかじめ市長の許可となっていますが、手続きはどのようなになりますか。

環境衛生課長 申出により入館の許可をすることになっています。その際に利用券を交付しますので、次からは、利用券を窓口にて提出すれば、入館できます。

問 申出は、職員に話をすればいいのか、何らかの書類に記入して、窓口に出すとか、その辺はどうなりますか。

環境衛生課長 無料施設を利用する際には、利用

お風呂からあがり、ゆっくりする人々



券を提出すれば、すべて利用できます。有料施設は、利用許可申請書を提出して、使用料を納付した後許可し、利用してもらうこととなります。

相談センターでのプライバシー保護は

問 教育相談センターの開設時間は、午前9時から午後3時までとなっています。相談にくる時間は、もっと長い時間、もっと

と遅い時間というのは考えられないのですか。

学校教育課長 相談者に対して教育委員会が必要と認めるときは、時間の設定についてもある程度融通を図っていきたいと考えています。

問 9時から3時は子どもも学校にいる時間、また、親御さんも仕事をされている時間なので、午前中より午後から相談に行かれることが多いのではないかと。

教育長 午後3時までにしたのは、適応指導教室や相談室の開設時間であり、この時間帯は必ず相談室なり、適応指導教室に職員を配置しなければならぬので、こういう設定にしました。電話で何時から相談したいとか、相談の内容により、どこどこで相談したいというところもあります。相談室の場所は3時までですが、それ以降、子どもさんや保護者の要望に応

じた時間帯で動けるような時間帯を取りたいというところで決めました。

問 相談センターですから、相談にくる方、相談者のプライバシー保護に配慮したものがきちんと配置、設置されていますか。そうしたものの予算化はしていますか。

教育部長 相談者については外部に漏れることがないように、相談者に対する

配慮はここに働く職員に十分周知させて行いたいと思っています。プライバシー保護の予算化は

組んでいませんが、内容は、聞き取り調査です。で文書で残る形になります。

問 問仕切りなどがなければ、プライバシー保護ができないのでは。また学校教育力の向上とは、何ですか。先生たちの指



教育相談室にて

導力が低下しているのか、それに対する対応をしていくものですか。

教育部長 問仕切りは、もう既設のものがあ、そちらで仕切って、相談室や適応指導教室などの分離を行っています。教育力の向上とは、教諭の指導力の向上、また日々の指導の中で子どもとの関わり合いの大切さなどの指導に当たるものです。

問 教育相談員、心理相談員の採用は校長OBとのことですが、公募したのですか。

教育長 公募ではなく、退職校長が海部津島管内で、今年度何人かおり、その中で優秀な方を校長会のほうにお願いをし、そちらから推薦をいただいたものです。